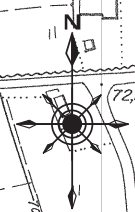


名称	条例別表第3の該当部分	建築物の用途
西田地区	条例別表第3の3の項	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物
		旧条例別表第3の4の項に規定する建築物
	条例別表第3の5の項	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物

区域図



富吉南町

市原町

西田町

西田町

田野町

富田町

凡 例

- 地域活力再生等区域
【旧地縁者の住宅区域】
- 地域活力再生等区域
【旧地縁者の小規模事業所区域】
- 工場等誘導区域
【旧既存事業所の拡張区域】
- 字界

「区域内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。区域内にある保安林は、区域から除く。」